

No.	区分	委員名	意見要旨	対応（案）
1	配慮書	梅崎委員	【第1回技術委員会（条例案に係る審議）】 ・計画段階環境配慮書手続について、複数案だけでなく単一案も認められているが、計画段階のどの時点で実施するのか明確にすべきではないか。	・法や条例で配慮書の作成時期を具体的に規定していないため、最終的には事業者の判断になりますが、できるだけ早期に実施するよう指導してまいります。 ・なお、技術指針マニュアルにおいて、「位置・規模」又は「配置・構造」に係る複数案を設定可能な時期に配慮書を作成することが望ましい旨を記載する予定です。
2	配慮書	亀山委員	【第2回技術委員会（第1回審議）】 ・道路のアセスメントでは500mの幅で検討をするというやり方をとる場合があるが、その幅の中で具体的な路線が何本か引ける場合は配慮書における複数案として認めるのか。	・道路等の線の事業に関しては、御指摘のような形でルート幅を広くとった場合も複数案として認めることで考えています。 ・なお、技術指針マニュアルにおいて、面的事業・線の事業・点的事業それぞれの種別に応じて、複数案のあり方を例示する予定です。
3	配慮書	梅崎委員	【第2回技術委員会（第1回審議）】 ・事業者が環境保全対策を講じることで重大な影響がある案を選定した場合に、配慮書に対する技術委員会の意見はどの程度強制力があるのか。	・技術委員会に意見を聴いて述べる配慮書に対する知事意見については、事業者がこれを勘案して方法書を作成することと方法書に事業者見解を記載することを、改正後の条例に規定済みです。
4	配慮書	亀山委員	【第2回技術委員会（第1回審議）】 ・配慮書で技術委員会が意見を述べたことに対して、方法書にその検討の経緯を記載することになっているか。	・また、技術指針第4の2(1)事業計画の概要の策定(P2)において、配慮書に係る知事意見を勘案するとともに、方法書に環境保全の配慮に係る検討の経緯を整理することを規定済みです。
5	配慮書	富樫委員	【第2回技術委員会（第1回審議）】 ・配慮書段階で複数案を検討して選定した案について、具体的な調査を進めたところ後戻りする必要性が生じた場合、例えば、調査によって深刻な影響が判明した場合に、最初に決めた案ではなく別の案に戻ることができる規定は必要ないか。	・改正前の条例において、例えば、事業実施区域の位置が300m以上変更となる場合など、一定の要件以上の変更が生じた場合には、方法書手続からやり直す旨の規定が設けられています。 ・一方、条例改正により配慮書手続を導入しましたが、配慮書手続からやり直す規定は設けておりません。 ・これは、法においても同様であり、配慮書段階は事業の計画段階であることから、方法書段階で配慮書における複数案のいずれとも異なる計画が採用された場合も、そのまま手続を進めることを認めているものです。
6	事後調査	片谷委員長	【第3回技術委員会（第2回審議）】 ・第11の事後調査計画には事後調査の方法、地点及び期間等を記載し、第12の事後調査には結果の取扱いを記載する形で修正すればどうか。	・御意見を踏まえて、技術指針第11の事後調査計画(P8)には事後調査の方法等について、第12の事後調査結果の検討(P9)には事後調査結果を受けた対応について記載する形で修正しました。
7	事後調査	亀山委員	【第3回技術委員会（第2回審議）】 ・第11が事後調査計画で第12が事後調査となっているが、一般的には先に事後調査について記載し、その後に事後調査計画を記載すると思うので、検討した方がよいのではないか。	・御意見を踏まえて、事後調査についての最初の記載となる技術指針第4の3(8)事後調査計画(P3)において事後調査の目的を追記するとともに、第11の事後調査計画(P8)に事後調査の方法等を記載し、第12を事後調査結果の検討(P9)として、分かりやすく修正しました。
8	事後調査	小澤委員	【第3回技術委員会（第2回審議）】 ・技術指針において、事後調査計画や事後調査報告の公表に関する記載は必要ないか。	・技術指針では、事業者が環境影響評価を適切に行うための技術的な事項を定めており、公表等の事務的な手続は県の事務処理要領や取扱要領の中で定めております。 ・条例改正により新たに必要となる公表等の手続についても、事務処理要領の改正により規定する予定です。
9	事後調査	中村寛志委員	【第3回技術委員会（第2回審議）】 ・技術指針別表第3の動物の調査の方法で「現地調査によりその状況を確認する」と記載されているが、事後調査ではその種が確認だけでは不足である。 ・個体数の変化など数的な調査・予測・評価方法について、マニュアルに記載する必要があるのではないか。	・事後調査における調査・評価の方法について、現状の技術指針やマニュアルでは詳細な記載をしていません。 ・今回の条例改正で事後調査の規定を充実しましたので、御意見を踏まえて、技術指針マニュアルの植物・動物・生態系に係る事後調査の部分(P11-20, P12-18, P13-18)に記載を追加しました。
10	事後調査	亀山委員	【第3回技術委員会（第2回審議）】 ・技術指針第11の事後調査計画で、事後調査の項目は予測及び評価の不確実性が高い項目を選定するとしている。 ・一般的に調査段階、予測段階、評価段階及び環境保全措置の効果において不確実性の問題があるので、調査の不確実性についても記載した方がよい。	・御意見を踏まえて、技術指針第11の2の事後調査の項目(P9)において、調査の不確実性が高い項目も事後調査の選定対象として追加しました。
11	環境要素(温泉)	鈴木委員 富樫委員	【第2回技術委員会（第1回審議）】 ・温泉については他県でも対象としているが、長野県は温泉の数が多いため環境要素として追加すべきではないか。 ・温泉については、地下水の中で対象にしていることもできるが、条例で地熱発電を対象としたことから、長野県でも環境要素に是非入れてもらいたい。	・温泉については、現状でも水象や触れ合い活動の場の中で対象としていますが、御意見を踏まえて、水象の小区分の項目として、技術指針の別表第2(P12)別表第3(P14)及び「環境要因-環境要素関連表」(P18)に明示するとともに、技術指針マニュアルの水象に温泉に係る必要な記載を追加しました。
12	環境要素(温泉)	梅崎委員	【第3回技術委員会（第2回審議）】 ・技術指針の別表第2に新たに温泉が加わったが、社会的状況にも温泉の利用状況についての記載が必要ではないか。	・温泉の利用については、水象における利水として対象にするのではなく、レクリエーション利用として触れ合い活動の場で対象にすることとしております。 ・そのため、技術指針の別表第2(P12)において、社会的状況の「水域の利用状況」には温泉に係る記載は追加せず、自然的状況の「触れ合い活動の場の状況」において、利用状況等を含む旨を明記しました。

No.	区分	委員名	意見要旨	対応(案)
13	環境要素 (風害)	野見山委員	【第2回技術委員会(第1回審議)】 ・風害について、ほとんどの政令市で環境要素として規定しており、都道府県ではあまり規定していない状況だが、この理はなにか。 ・愛媛県など都市部でないところでも導入しているのが、長野県においても環境要素に加える必要性を検討すべきではないか。	・風害は、高層建築物の建設によるその周辺での局所的な風の影響、いわゆる「ビル風」を対象としており、基本的には高層建築物をアセス対象事業にしている自治体において環境要素としています。 ・本県では高層建築物の建設は対象事業としていませんが、事業の目的を問わない「工作物の用に供する一団の土地の造成」を新たに対象事業に加えたところです。 ・今後、高層建築物の建設がアセス対象となる場合も想定されることから、技術指針の別表第1(P11)において、風害を「その他の環境要素」の小区分に追加し、技術指針及び技術指針マニュアルの「その他の環境要素」において、必要な記載を追加しました。
14	環境要素 (放射性物質)	片谷委員長	【第1回審議】 ・放射性物質について、長野県には原発はないが、放射性物質を扱うような施設が設置されるような場合には、全く無視はできない。 ・放射性物質を扱う施設の案件が発生した場合は、環境要素として追加し、必要に応じて専門委員を呼んで審議することで対処すればどうか。	・技術指針の第1の趣旨の2(P1)において、事業特性等を勘案して、必要に応じて技術指針に記載のない事項についても考慮する旨の規定がありますので、技術指針で環境要素として定めなくても、必要に応じて知事意見で評価項目に加えるよう述べることは可能です。 ・また、これまでのごみ焼却施設の事例で、自主的に放射性物質のモニタリングを実施することとした場合もありますので、放射性物質については新たな環境要素として追加せずに、必要に応じて対応を求めてまいります。
15	環境保全措置	亀山委員	【第2回技術委員会(第1回審議)】 ・技術指針の別紙において、ミティゲーションを5段階に分けているが、通常は回避、低減、代償の3段階である。 ・実際は回避、低減、代償は連続的であり、用語の定義で区切るは難しいため、あまり用語を多く定められない方がよいのではないか。	・御指摘のとおり、ミティゲーションを5段階に分けているのは他県と比べても珍しく、これまでの準備書等における環境保全措置の記載について、どの種類に該当するのか判断に迷う部分がありました。 ・そのため、御指摘を踏まえ、技術指針の別紙(P19)の記載について、回避、低減、代償の3段階にまとめ、関連する技術指針マニュアルの記載も修正しました。
16	環境保全措置	亀山委員	【第3回技術委員会(第2回審議)】 ・技術指針の別紙の「環境に対する影響緩和」という言葉は、「環境保全措置」に置き換えてもよいのではないかと。	・「環境に対する影響緩和」は環境保全措置の優先順位を含めた考え方として、技術指針マニュアルにおける評価の方法にも位置付けており、現状のままで考えております。
17	影響要因一 環境要素 関連表	陸委員	【第3回技術委員会(第2回審議)後追加意見】 ・技術指針の影響要因一環境要素関連表において、「存在・供用による影響」として「工作物の撤去・廃棄」が入っているが、これは供用後の工事による影響である。 ・「供用後の工作物の撤去・廃棄による影響」を一つ上のレベルで別に項目立てすべきではないか。	・御意見を踏まえて、技術指針の影響要因一環境要素関連表(P18)において、「工事による影響」「存在・供用による影響」に加え、「供用後の工作物の撤去・廃棄による影響」を同レベルに項目立てしました。
18	総論 (基本方針)	梅崎委員	【第3回技術委員会(第2回審議)】 ・技術指針マニュアル総論のP0-1、P0-2で、地域環境と地球環境、その後には水・大気環境や自然環境という言葉が出てくるが、用語の定義を整理した方がよいのではないかと。	・御意見を踏まえて、技術指針マニュアルの総論(P0-1)で、環境基本計画における「長野県の将来像」を引用している部分について、項目だけでは分かりにくいいため、内容の記載も追加しました。
19	総論 (基本方針)	塩田委員	【第3回技術委員会(第2回審議)】 ・技術指針マニュアル総論で行政用語と学術用語が錯綜している。例えば、P0-1の「環境エネルギー」は一般に使わない言葉なので、解説を付けた方がよいのではないかと。	・また、一般的な用語ではない「環境エネルギー政策」については、用語の解説を追加しました。
20	総論 (事業計画)	鈴木委員	【第3回技術委員会(第2回審議)】 ・技術指針総論のP0-5で、太陽光発電所で明らかにすべき事業計画についてパネルの設置面積のみを記載しているが、面積だけではなく、パネルの高さも必要ではないか。 (片谷委員長) ・パネルの全体の面積だけではなく、一枚の大きさというのにも必要と思われる。	・御意見を踏まえて、技術指針マニュアルの総論「明らかにすべき事業計画の内容」(P0-5)において、太陽光発電所について、太陽光パネルの設置面積だけでなく、枚数・最大高さ・角度、太陽光パネル単体の面積を追加しました。
21	総論 (環境保全 措置)	亀山委員	【第3回技術委員会(第2回審議)】 ・技術指針マニュアル総論の環境保全措置の検討で、ミティゲーションの考え方を図で示しているが、保全すべき環境にも程度の違いがある。 ・例えば、猛禽類であれば営巣中心域や高利用域ではより保全の重要度が高まるので、この図においても保全の重要度が分かるように記載を工夫したほうがよい。	・御意見を踏まえて、技術指針マニュアルの総論「4環境保全措置の検討」の図(P0-33~P0-37)において、「保全すべき環境」のエリアの中に「重大な影響を受けるおそれのある環境」を追加しました。
22	総論 (環境保全 措置)	中村寛志 委員	【第3回技術委員会(第2回審議)後追加意見】 ・技術指針マニュアル総論の評価の手順を示すフローチャートでは、回避、低減、代償のどれか一つを選ぶ流れになっている。 ・実際は上伊那広域のミヤマシジミの事例のように、低減と代償を併用した影響緩和措置もあるので、記載を工夫すべきである。	・御意見を踏まえて、技術指針マニュアルの総論「5評価」のフローチャート(P0-41)において、影響を全て低減できない場合には、影響の一部又は全ての代償を検討する旨を追記しました。
23	総論 (影響要因一 環境要素 関連表)	亀山委員	【第3回技術委員会(第2回審議)】 ・技術指針マニュアル総論の影響要因一環境要素関連表の太陽光発電所の記載例で、例えば、森林地域を伐採して設置した場合はパネルの撤去・廃棄後に緑化が必要である。 ・撤去・廃棄後のケアがないと、動植物、生態系、景観等への影響が大きくなるおそれがある。	・御意見を踏まえて、技術指針マニュアルの総論の太陽光発電所に係る記載例(P0-56)において、「供用後の工作物の撤去・廃棄の影響」の中で「緑化」も対象として明示しました。

No.	区分	委員名	意見要旨	対応(案)
24	騒音 振動 低周波音	塩田委員	【第2回技術委員会(第1回審議)後追加意見】 ・技術指針マニュアルで使用している用語について、JIS音響用語、JIS環境測定I-2騒音・振動、騒音規制法、振動規制法に記載されている用語と統一すること。	・技術指針マニュアルの騒音、振動、低周波音において、御指摘のとおり「自動車騒音」「道路交通振動」等の用語を修正しました。
25	騒音	塩田委員	【第2回技術委員会(第1回審議)後追加意見】 ・技術指針マニュアルの騒音において、用途地域の未指定地域、環境基準の未設定地域や静寂・静穏さが優先される地域等における「残留騒音」を用いた予測・評価手法を追加すること。	・技術指針マニュアルの騒音において、御意見のとおり、残留騒音を用いた予測・評価手法の記載を追加しました。
26	低周波音	塩田委員	【第2回技術委員会(第1回審議)後追加意見】 ・技術指針マニュアルの低周波音において、超低周波音(周波数:1~20Hz)と低周波音(周波数:1~100Hz)の定義を明確にすること。	・技術指針マニュアルの低周波音(P4-1)において、御意見のとおり、超低周波音と低周波音の周波数帯による定義を明確にしました。
27	低周波音	塩田委員	【第2回技術委員会(第1回審議)後追加意見】 ・技術指針マニュアルの低周波音の評価の方法(P4-8)において「低周波音問題対応の手引書」は、環境省から環境アセスメントには利用しないという通知があることから削除すること。 ・評価の参考となる規格や文献としては、人間の心身に係る影響の場合は「ISO226:2003」及び「Moorhouseの評価曲線」が、物的現象に係る影響の場合は「昭和52年度低周波空気振動等実態調査(低周波空気振動の家屋等に及ぼす影響の研究)報告書(環境庁1978年)」と「低周波音による建具のがたつき始める音圧レベルについて(落合博明他騒音制御Vol.26 No.2(2002))」がある。	・技術指針マニュアルの低周波音の評価の方法(P4-8)において、御意見のとおり記載を修正しました。
28	水象 (温泉)	鈴木委員	【第3回技術委員会(第2回審議)】 ・技術指針マニュアルの水象のP7-9で、温泉に係る調査内容として、②の湧出量、温度に、電気伝導度、pHを追加し、③は陽イオン、陰イオン等とした方がよい。 ・pHについては、温泉を利用する人で関心がある方もいるので記載が必要と思われる。	・技術指針マニュアルの水象の温泉に係る調査内容(P7-9)について、御意見のとおり修正しました。
29	水象 (温泉)	富樫委員	【第3回技術委員会後(第2回審議)追加意見】 ・技術指針マニュアルの水象のP7-9で、温泉の調査内容については①~⑤の「主成分、温度及び湧出量等」に加え、「温泉利用の歴史」も追加すること。	【事後回答】 ・温泉の利用については「触れ合い活動の場」で対象とすることとしていますので、技術指針マニュアルの水象(P7-2)においてその旨を明記するとともに、触れ合い活動の場(P15-3)において、「利用の歴史」についての記載を追加しました。
30	水象 (温泉)	梅崎委員	【第3回技術委員会(第2回審議)】 ・技術指針の影響要因-環境要素関連表(P17)の水質の小区分に地下水質があるが、温泉の成分についてはこちらでも対象とすべきではないか。	・地下水については環境基準がありますので、水質における地下水質としても対象としています。 ・温泉水についても、地下水として考えると環境基準が適用されますが、環境基準を超過した場合も温泉として利用が制限される訳ではありません。
31	水象 (温泉)	鈴木委員	【第3回技術委員会(第2回審議)】 ・地下水では、水象で水量という観点で議論し、水質で地下水質の観点で議論しており、温泉についても同様に分類した方が分かりやすいのではないかと。 ・温泉の成分が変化すると、地下水や河川水に影響が出るため、そのような観点からも検討が必要ではないか。	・温泉の水質や温泉からの排水を環境影響評価の中で取り扱う場合は、温泉水としてではなく地下水の問題として考え、温泉水としての成分等を水象の項目で扱うことで整理したいと考えています。
32	植物 動物 生態系	中村寛志 委員	【第3回技術委員会(第2回審議)後追加意見】 ・技術指針マニュアルの植物、動物、生態系において、事業による生息地、生育地の改変量等を整理した上で、重要種等への影響を予測することとしている。 ・影響を定量的に予測し、評価することは重要なので、記載例を追加して、事業者の取組を促すべきではないか。	・御意見を踏まえて、技術指針マニュアルの植物、動物、生態系の予測の方法の部分(P11-17,P12-15,P13-15)に、事業の実施による改変量等を整理した表の記載例を追加しました。
33	その他の 環境要素	塩田委員	【第3回技術委員会(第2回審議)】 ・技術指針マニュアルの「その他の環境要素」について、予備調査の項目において、電波障害のみが具体的に調査内容が示されている。 ・電波障害以外の項目についても記載を見直し、バランスを取るべきではないか。	・御意見を踏まえ、技術指針マニュアルの「その他の環境要素」の予備調査の項目(P19-2)において、日照障害、風害、光害についても調査内容の記載を追加しました。
34	その他の 環境要素 (光害)	亀山委員	【第2回技術委員会(第1回審議)】 ・光害については可視光以外も重要であり、例えば野辺山の電波天文台は電磁波が極めて少ないことから、東京大学ではあの場所に設置を決めた。 ・電磁波で空が汚染されていないことも大事なので、可視光だけでなく電磁波も光害の対象とすべきである。	・御意見を踏まえて、技術指針マニュアルのその他の環境要素の光害(P19-1)において、可視光以外の電磁波も必要に応じて環境影響評価の対象とする旨を明記しました。
35	その他の 環境要素 (光害)	塩田委員	【第2回技術委員会(第1回審議)】 ・光害について、夜間照明による影響が主体になっているが、太陽の反射光も大きな問題である。 ・例えば、アメリカでは高速道路の側にある高層建築物の反射光によるドライバーへの影響も対象としている。	・御指摘の交通安全の観点での影響だけでなく、太陽光発電所についても反射光による影響が想定されます。 ・そのため、技術指針マニュアルのその他の環境要素の光害(P19-1)において、工作物による反射光の影響も対象とする旨を明確にし、必要な内容を記載しました。